

平成27年（行ウ）第229号 大東市北条西小学校跡地活用建築工事談合損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 光城敏雄外4名

被告 大東市長 東坂浩一

## 原告準備書面（4）

2017年10月30日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 豊島達哉

弁護士 西川満喜



### 1 東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光博の注意義務について

被告は西辻副市長、田中総務部長、野口総務部総括次長兼契約課長はいずれも本件工事契約の締結に関する専決権者ではないと主張する。

しかし被告も指摘するとおり、上記3職員は本件契約の仮契約・本件工事の変更契約について稟議がなされており、押印もしている。市長は市行政全般に責任を負い、重要な契約については専決権を有するが、市政の全てを具体的に市長が検討して判断できるものではない。副市長や担当する部課の職員が具体的に検討を行った上で、最終的に市長が判断を行うものである。大東市事務決

裁規程3条1項は、「決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する上席主査または課長から順次所属上司の決定を経て市長の決裁を受けるものとする。」（乙7 3頁）と定め、同市事務分掌条例2条4項5号（乙5 2頁）、同施行規則11条4項1号は、「請負契約（工事及び製造に係るものに限る。）に関すること。」を総務部契約課のつかさどる事務として定めている（乙6 10頁）。つまり、市長の決裁は、その決裁を受けべき請負契約に係る事務をつかさどる総務部契約課の野口総括次長兼契約課長、田中総務部長、西辻副市長の各決定を経て判断されるという過程をとる。このように市長の決裁は、当然、副市長や担当する総務部契約課の上記職員らが具体的に検討を行った上で行われるものなのである。

本件契約においても、大東市事務決裁規定別表2（第7条関係）の7の（3）には不正入札を取り消すことを総務部契約課の部長が決裁する事項として定められているのだから、田中総務部長は、不正な本件入札を取り消さなければならなかったし、適正な契約か否かを実質的に判断し、市長が適正に判断することを補佐するのは契約課長、総務部長、副市長であるから、これら3職員に対して責任が問えないという被告の主張は当たらない。

## 2 監査前置主義との関係について

違法である建設工事請負契約に基づく支出命令の財務会計行為の違法を主張するものであるが、住民監査請求においても支出命令書を資料として添付しているものであり（甲1）、監査前置主義には反しない。

以上